

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【1. 事業構築】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	<p>桑名広域</p> <ul style="list-style-type: none"> 当組合はごみ焼却施設の更新時期を迎えていたこともあり、構成市町の意向も反映して、三重県が示した、未利用エネルギーの活用や資源循環型社会の構築といった環境政策の狙いに賛同し、事業に参加した。
	<p>桑名市</p> <ul style="list-style-type: none"> 桑名広域清掃事業組合のごみ焼却施設が更新時期を迎えていたこともあり、三重県が示した、未利用エネルギーの活用や資源循環型社会の構築といった環境政策の狙いに賛同し、事業に参加をしてしまった。 国のRDF化施設整備補助金に三重県が上乗せ補助金を創るなど、純粋な環境政策による合意形成ではなく、県が市町を誘導したとも推認できる。 当初RDF焼却・発電事業の終了時期の説明はなく、平成19年度の一方的な事業終了の提案は突飛である。また、ごみ処理方針転換については、関係市町等にあっては、重大な政策変更であり、再び政策決定を行い建設するには相当な期間を要することからRDF参画市町等に対して配慮が欠けているのではないか。
	<p>いなべ市</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が推進する環境政策の狙いに関して、「未利用エネルギーの活用」「環境負荷の低減」「資源循環型社会の構築」といった点に賛同できるものがあった。 当初、平成5年度の前半で、「RDFを有料で買取る」「輸送費も負担する」と説明されていた点についても参画する一因となった。また、その後、「RDFは無料で引取り」で「輸送費は市町村負担」と変更になったが、それでも市町にとって有益な事業であったと考えられる。 しかし、事業期間が明確に市町に示されていなかった点と処理費が最終的にかなり大きくなかった点は大きな問題であり、結果的に正確な情報は提供されていなかったのではないかと考えられる。
	<p>東員町</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が進めるダイオキシン対策とともに未利用エネルギーの活用やゴミの資源化方策として、RDF化を導入した環境政策には、当時としては時代の要請に応じた施策であったと評価できる。 しかし、ゴミ処理に二重の工程が必要であり、投資的にも、運営的にも、環境的にも、本当に最善であったかの事前検証が甘かったと言わざるを得ない。 県が市町を巻き込んだのだから、県の責任において最初の信念、方策を貫くべきであった。
	<p>木曽岬町</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が推進した、未利用エネルギーの活用や資源循環型社会の構築といった環境政策の狙いは賛同できるものであったものと考える。
	<p>伊賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的は、「上野市ほか4か町村環境衛生組合では、ごみに付加価値をつけエネルギーの有効利用を図ること及び極力ダイオキシン類を排出しない方式を採用することにより環境負荷の低減を図ることを目的として固形燃料化施設135t./日を建設する。なお、本組合で生成した固形燃料(RDF)については、資源循環型社会基盤構築のモデル施設となるように三重県企業庁が行うRDF発電所において全量処理する計画である」〔『廃棄物処理事業に係る費用対効果分析』上野市ほか4か町村環境衛生組合：2000年1月〕との考え方のもと、焼却施設の老朽化とダイオキシン類の対策に対応するため、三重県が推進していたRDF化に参画しており、当時、県がRDF事業の効果として想定していた①未利用エネルギーの活用、②ダイオキシン類の排出抑制への対応、③環境負荷の低減、④立地対策の負担軽減、⑤資源循環社会の構築、という狙いに合致していたと考える。 県との連携や合意形成については、当時の文書が残っていないためはっきりしないが、上野市ほか4か町村環境衛生組合は、三重県知事が会長であったRDF全国自治体会議へも参画して情報収集を行っていたようであるが、RDF処理費の負担の考え方については、県と製造団体との間にずれがあるまま進んだ感がある。 県が先頭にたって、一般廃棄物の処理に取組んだ姿勢は評価できる。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<p>香肌</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設のダイオキシン対策等の環境対策について、RDF焼却・発電事業への参画により、市町等の個別施設での対応が可能となった。また、RDF化、広域化により、環境政策への取り組みについては一定の推進がなされた。
	<p>大台町</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の更新時期をむかえ、新規施設の建設に当たっての焼却施設への地元同意が困難であった等の課題があったが、焼却工程の無いRDF化施設は住民の理解が得られやすかった。また、ごみの燃料化、再資源化といった、これから環境行政に新しい方向性を示すものであり、賛同するに至った。
	<p>多気町</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF化事業に移行するまでは、2つのエリアの一部事務組合で別々にごみ処理を行っていましたが、施設の耐用年数を迎へ、維持管理費が財政的問題となっていました。そのような中、地方自治法の改正で、広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、平成7年から広域連合による広域行政制度が始まりました。 時期を同じくしてダイオキシン対策の課題にも対処する必要もあり、県主導で一定規模以上のごみの燃料化施設運営に向けて、生活創造構造をベースに地域の首長をはじめ担当者が、当時の松阪地方県民局で話し合う機会が設けられました。そこでは、ドイツで普及し始めた新しい技術の説明を受け、富山県の先進地を視察しました。 最終的には郡部の8町村で広域連合を設立して、RDF処理施設を運営することになりました。当時は、使い道のないごみが燃料として引き取ってもらえることに大きな反響がありました。新しい技術導入に心配な部分もありましたが、焼却処理と比較して、有害な排ガスを削減できることから建設地の住民同意が得やすいということや、ランニングコストが少ないとことがメリットであるとの考え方方が広まりました。また、施設整備を行うにあたって、国の補助金や起債に含め、潤沢な県の補助金を受けることができたことから、立地予定地の地元対策費に活用することができたことは、事業を進めるうえで追い風となりました。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> 以前のごみ処理方法は、焼却や埋立てという“捨てるもの”という観点しかなく、環境への負荷が大きいため社会問題となっていました。そこで、資源の再利用と地球環境保全を目的に資源循環型社会の構築を図り、ごみ燃料化施設整備を行いました。 また、この事業では、一般廃棄物処理について、三重県が市町を先導して、事業推進を図ったが、一般廃棄物処理の主体や処理費用についての意識的な相違が生じたように考えられる。

【1. 事業構築】

市町等	意見
南牟婁清掃施設組合	<p>南牟婁</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF化構想については、当組合の保有する焼却施設の老朽化やダイオキシン恒久対策等の諸問題の中で、県や構成市町と情報共有しながら前向きに検討されてたと考えます。 <p>熊野市</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初から良い条件ばかり並べてきた県に対し不満を抱きつつ、選択肢の無い中で合意せざるを得なかったものと考えます。 <p>御浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF事業については、製造したRDFの処理先の確保が絶対条件であったことから、そこに県が関わる事で処理先が確約され、組合並びに構成市町が納得できる判断材料になったものと考えます。 <p>環境政策については、当組合は老朽化した焼却施設を保有していたこともあり、当時はダイオキシンの恒久対策など諸問題を抱えていた中で、県が環境面に配慮されたRDF化構想を提唱したこと、事業に参画するにあたり議会や地元住民への対応や、用地取得等に大きな役割を果たしたものと考えます。</p> <p>紀宝町</p>
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理に県が直接かかわったことについては、迷惑施設であるごみ焼却場の建設に対して立地を容易にするという点や県一丸となって環境問題に取り組んでいくことで悪いことでなかつたと判断出来る。しかし、やむを得ない事情とはいえRDFの引き取り金額が大幅に増額となつたことや、立地場所の一時凍結・稼働後の事故など大きな問題がいくつも発生したことを思うと検討段階でもう少し慎重になるべきであったのではないか。
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> 当時の飯南町・飯高町においては、香肌峠環境美化協同組合で運営していたごみ焼却施設の耐用年数が経過して更新する必要があった。 三重県からRDF化構想・事業への参画の働きかけが有り、更新が必要な施設について既存の『燃焼方式』かダイオキシン・二酸化炭素等の発生が抑制され環境負荷の少ない『固形燃料化（RDF）方式』の検討がなされた。他の市のリサイクルセンターの視察などを行い、まず、『香肌峠環境美化協同組合議会全員協議会』で新しい施設『固形燃料化方式』で行くことと『可能な限り広域合併の推進』が決定されて、『香肌奥伊勢環境美化協同組合準備委員会』が設立された。 それぞれの町議会において、平成10年6月に、ごみ固形燃料化施設等の整備及びごみのリサイクルに関する普及及び啓発を推進するとともに、広域化によりその効率化を図るため、8力町村で構成する『香肌奥伊勢資源化広域連合』を設置しようとする議案が提出されて可決された。 事業構築の段階から、RDFのコスト面や輸送・保管などのメリットが強調されて、保管時などにおける醸酵や発熱等の危険性について十分認識がされないまま、市町への情報提供も十分でない今まで事業が進捗していった。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【2. 処理委託料】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	・当初、無償とされていた処理委託料が平成14年度の3,790円／tから平成29年度には14,145円／tまで引き上げられた。関係法令の改正や環境基準の強化等、やむを得ない部分もあるが、構成市町の財政を大きく圧迫する結果となった。 ・また、処理委託料の値上げについても、事業の継続性を前面に出されると、反対できる立場でなかった。
	・当初、無償とされていた処理委託料が平成14年度の3,790円／tから平成29年度には14,145円／tまで引き上げられた。処理委託料の値上げについて、RDF施設設置側としたら、事業の継続性を前面に出されると、反対できる立場でなかった。 ・処理委託料決めるに際して、正確な情報が市町に提供され、丁寧な説明がなされていたのかは不明であり、県が強引に押し付けていった感がある。
	・平成5年度には有料買い取りと想定されていた処理委託料であるが、最終的には高額な処理費が必要となった。段階的に処理委託料が上がっていったのだが、その委託料について適正な合意形成がなされていたのかは疑問である。 ・処理料を徴収する事となった点について、環境基準の変更や関係法令の改正等で仕方のないところもあるが、もう少し早くに決定することができたのではないかと考える。
	・計画当初はRDFを有料で買い取ることからスタートしたが、諸条件の変化により、操業開始と同時にRDFの受け取りが有料となった。さらに、その価格は年々増加し、関係市町は財政的な負担が増加していった。 ・これは、前項で指摘したように、県の事前検証の甘さが問題であり、その後の、県の市町に対する受け取り価格の決定において一方的であったと受け止めている。
	・平成5年度には有料買取と想定した処理委託料は、平成29年度には14,145円／tまで引き上げられた。売電や環境基準など関係法令が改正され、やむを得ない部分もあるが、県の見込みの甘さは問題である。
	・組合議会の管理者答弁に、「相手は県企業庁ですから処理費が必要であっても原価で引き取るという働きかけをしたい」(1999年2月定例会)、「提示されたトン当たり4,900円、これは当初の経緯から飲める額ではない…(中略)…最終的には決定していない状況であります」(2001年11月定例会)といった記録があり、当時運転中の焼却施設がダイオキシン類の基準をクリアできず期限が迫るなか、負担が明確ではないままRDF事業を進めざるをえなかった状況が伺える。 ・処理費については、RDF製造に際してごみ1トン当たり約80円～100円の灯油を要したが、RDF化導入にあたっての試算は20円台／ドルであったようだ(2003年度の支出伝票では28円30銭／ドル)が、2014年には約3倍以上(88円80銭／ドル)になった。また、三重こみ形燃料発電所の爆発事故を受けてRDFの品質が厳しくなり、その対応として増設したチラーユニット設置に伴う動力費などの増や企業庁へ納める処理費のアップもあって、処理費用が増加した。 ・委託料を含めた経費について、負担が確定しないまま事業が進み、結果として大きな負担を要することになったことと、想定していなかった発電所事故や石油価格の高騰によって負担が増したこと、加えて県企業庁への処理委託料がアップしたことが、RDF事業のコストアップの主な要因となり、早期終了につながった。 ・RDF製造を始めた当時の職員への聞き取りでは、製造団体の負担は、当初は灰の処分料であったものがRDFの処理費に切り替わっていたとのことであり、それが、製造団体の重荷になった。
香肌奥伊勢資源化広域連合	香肌
	・電気事業法の改正により、売電価格の見込みが大きく下がり運営管理費を賄うことが困難となった。それによる処理委託料の高騰は止むを得ないと考える。構成市町への合意形成は協議会を通じて適時なされた。しかしながら、構想段階からの県による市町への事業参画への説明からは、止むを得ない範疇かどうかは意見が分かれる。
	大台町
	大紀町
多気町	・当初、県のシミュレーションの説明では、焼却処理より安価で、環境にも優しく資源循環型の処理施設との説明でした。その後に必要となった法改正や事故に伴う発電施設の運営経費の増加から、処理委託料が拡大したことの想定はされませんでした。県から委託料が増加する際の説明は受けたものの、他にRDFの引受先がないことや、違うごみ処理方法への転換が不可能な状況の中で、従うしかないものでした。当初の無料引き取りから最終委託料14,145円／tに掛け、大きく高騰したことは財政を圧迫しました。住民を代表する議会では、RDF処理事業を推進したことについて、追及する意見が多く出されました。
	・事業構想段階で無償とされていたRDF処理委託料が、電気事業法改正やダイオキシン類対策特別措置法施行など事業環境の変化により紀北町へのRDF処理料負担の必要性が示されたが、紀北町を含め関係市町等は、大幅な負担増については財政的に困難な状況であった。 ・また、RDF処理委託料の改定にあたっては、その都度協議を重ねてきた経緯がある。 ・本来ならば、構想段階で、構成市町がRDF処理委託料を負担することも想定したうえでの、事業構築が必要であったと考えます。
紀北町	・事業構想段階で無償とされていたRDF処理委託料が、電気事業法改正やダイオキシン類対策特別措置法施行など事業環境の変化により紀北町へのRDF処理料負担の必要性が示されたが、紀北町を含め関係市町等は、大幅な負担増については財政的に困難な状況であった。 ・また、RDF処理委託料の改定にあたっては、その都度協議を重ねてきた経緯がある。 ・本来ならば、構想段階で、構成市町がRDF処理委託料を負担することも想定したうえでの、事業構築が必要であったと考えます。

【2. 処理委託料】

市町等	意見
南牟婁清掃施設組合	南牟婁 ・ RDF 处理費用について、当初は無料であると理解していたことから、その後の「処理委託料4,900円負担問題」では県に対し各製造団体並びに構成市町は、到底受け入れることが出来ないことから、委託料が最終確定されるまで相当紛糾されたと聞いています。
	熊野市 県としても処理委託料については、法改正等の様々な要因があったかと思いますが、本格的に事業に参画する直前に処理委託料負担が示されたことから、組合及び構成市町が納得して受け入れたものではなく、発電所の運営に関しやむを得ないと判断したものと考えます。
	御浜町 ・ そのようなことから、平成14年のRDF運営協議会理事会において、処理委託料はやむを得ないが、輸送費に対する措置を理事会の決議事項として、三重県知事に陳情されましたが、その後発電所の貯蔵槽における発熱及び爆発事故もあり、処理委託料の増加だけに焦点が集中し、輸送費に関する各製造団体間の格差について取り上げられなかったことは、県の対応に問題があったものと考えます。
	紀宝町
志摩市	・ 当初、処理委託料は有料買取か無料引き取りとの説明であったが、最終的には市町から県へ処理委託料を支払い処理を行ってもらう形態となった点は大きな問題である。市町にとって環境問題も重要であるが、財政面に直接影響を及ぼす処理委託料の変更は重大であった。しかしながら、三重県の行う事業で電気事業法改正やダイオキシン類対策特別措置法施行などの事案が関係し、処理委託料が増額変更となった点についてはある程度やむを得ないことであったと思う。
松阪市	・ 構想段階での県から町への説明では、RDF の有料買取、又は無料での引き取りという話であったが、事業環境の変化により、RDF の処理委託料を徴収することについてRDF 運営協議会から提示があった。処理委託料の負担の件は関連の市町から『話が違う』『困る』という正直な話が出ていたが、RDF 運営協議会のなかで三重県、或いは企業庁、各加入市町の間で説明・論議が尽くされ合意した。しかし、当初の『無料』から方向転換したことは、いまだに県（企業庁）に対する不信感として定着している町民の方がいる。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【3. 事業期間】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始当初、15年間のモデル事業であるとの認識はなかったから関係市町が事業継続を要望したのであり、そのために、あり方検討作業部会が設置され、そこでの協議の結果と認識している。 構想段階から15年間のモデル事業であり、それ以後の継続は無いと明示していた場合でも、各団体がこの事業に参画したと考えるのか。 当初RDF焼却・発電事業の終了時期の説明はなく、平成19年度の一方的な事業終了の提案は突飛である。また、ごみ処理方針転換については、関係市町等にあっては、重大な政策変更であり、再び政策決定を行い建設するには相当な期間を要することからRDF参画市町等に対して配慮が欠けているのではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始当初、15年間のモデル事業であるとの認識はなかったから関係市町が事業継続を要望したのであり、そのために、あり方検討作業部会が設置され、そこでの協議の結果と認識している。構想段階から15年間のモデル事業であり、それ以後の継続は無いと明示していた場合でも、各団体がこの事業に参画したと考えるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間は市町に対して明確に示されていなかったとの事から、合意形成は適切に行われていなかったと考えられる。 事業期間について、市町に対してどのような説明を行っていたのかが疑問である。 処理費の負担が大きく、15年間だけの事業であったと当初から想定されていた場合、この事業に参画していた可能性は非常に低いよう思う。
	<ul style="list-style-type: none"> 当初の県の説明時には、ゴミをRDF化することによって、施設の長寿命化が図れるとの認識を、少なくとも関係市町は持っており、RDF製造施設を15年程度で使用しなくなることは想定していなかった。 平成19年（運営開始から4年）県から突然、平成28年度（運営開始から13年）をもって、県のRDF発電事業を中止する旨の発表があり、関係市町は驚きとともに、この事業を誘導した県に対する無責任に憤りを感じるとともに、県に対する不信感を強く持つようになった。 結局、県の言い分が通る形で、4年間の運営延長で手を打つことになったが、延長により生じる新たな費用負担については、県と市町での折半という関係市町にとっては不条理な条件を飲まされた。
	<ul style="list-style-type: none"> あり方検討作業部会での結果を踏まえたものであるが、事業継続を望んでいた市町の本意ではない。 構想段階から15年間の事業という想定であったのならば、この事業に参画した可能性は無かったのではないかと考える。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> RDF製造施設立地地域（上野市花垣地区）との協定において、施設の稼働期限を本稼働から最長18年（2020年度）としており（18年とした理由として諸説があるが、①RDF設備を整備した当時の廃棄物処理業用設備の耐用年数が17年であった、②瑕疵担保期間3年+15年、③起債償還期間、といった説がある）、操業開始時点から県企業庁発電施設の運営委託期間（2018年度まで）との間に2年間のずれがあった。その2年間、どのように処理しようしていたのかは不明である。その後、発電所の運転期間が4年延長されたものの、結果的に2019年度半ばにRDF事業が終了となったことで、地元との協定期限内にRDF事業を終了することができた。ごみ固化燃料発電所の爆発事故もあり、仮に三重ごみ固化燃料発電所が2021年度以降も運転したとしても、RDF製造延長にあたっての地元協議がどのように進んだかはわからない。 2020年度までの4年間の事業延長に至る経緯の中で、処理負担金の増加に目が行きがちであるが、県の政策誘導によりRDF事業が推進され、地元の反対を説得して2020年度まで協定を結んだにもかかわらず、次の処理方法のめどがないまま、「平成29年度以降、県はRDF焼却・発電事業を行わないものとする」という提案があつたことに対して、『冷たい表現』との復命〔2007年第5回総務運営部会〕がされている。事業期間を平成29年度に終了という提案は、どのように考えてもごみ処理施設の新設に必要な期間を考慮した提案とは言えず、製造団体の置かれた状況を考えたものとは思えない。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<p>香肌</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間については、処理委託料の算定、清算金の配分等にも影響があり、事業構想段階から慎重な議論が必要ではなかつたのか。
	<p>大台町</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間については、処理委託料の算定、清算金の配分等にも影響があり、事業構想段階から慎重な議論が必要ではなかつたのか。
	<p>大紀町</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業期間については、処理委託料の算定、清算金の配分等にも影響があり、事業構想段階から慎重な議論が必要ではなかつたのか。
	<p>多気町</p> <ul style="list-style-type: none"> 県のRDF焼却・発電事業の事業期間は、水力発電や水道事業のように安定継続されるものと受け止められていました。一方的な事業終了が決定されたことについては、住民に驚きと不安を煽ることになりました。爆発事故が事業終了を速めた要因となつたことについては推測されました、町のごみ処理事情を考えると、到底納得できるのではありませんでした。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に、事業開始当初、明確には示されていなかった事業期間について、三重県が平成29年度以降、事業から離脱する旨の提案がなされた。関係市町からは、了承できないとの意見がだされた。その後、RDF協議会に「あり方検討作業部会」が設置され三重県と構成市町との協議をしていくことが決定され、協議を重ねてきた経緯がある。 本来ならば、事業構想段階で様々な状況が発生することも考慮したうえで、対応方法等の協議が必要であったと考えます。 また、事業が終了した場合に、各市町の新たなごみ処理施設の更新、建設等には、相当な準備期間が必要であり、市町の新たな財政負担を伴わないように考慮したうえでの事業終了時期が必要であったと考えます。

【3. 事業期間】

市町等	意見
南牟婁清掃施設組合	<p>南牟婁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間については、そもそも県が明確に示していなかったことや、処理委託料についても県の試算の甘さなど、各製造団体から多くの反発やご指摘の中、2年以上に渡り「あり方検討作業部会」で協議されていたことから、4年間の事業延長については市町の合意のもとに決定したものと考えますが、継続に伴う維持管理費等の増加に伴う処理委託料の増額に対し、市町の不満は大きかったものと考えます。 ・しかしながら、当時は全ての製造団体がポストRDFの方向性について進展していない状況であったこともあり、市町が事業継続を求める県と合意形成が出来たことで、ポストRDFに対する検討期間を延長することが出来たことは評価できるものと考えます。
	<p>熊野市</p>
	<p>御浜町</p>
	<p>紀宝町</p>
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間については、事業構想段階から議論が必要だったのではないか。 ・県が事業から離脱する旨の提案について、当初の発表から4年間の延長を行ったことは評価しても良いのではないか。
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・RDF運営協議会のあり方検討作業部会での協議を経て、運営協議会理事会において、平成22年8月に平成29年度以降4年間（平成32年度末）の延長が決定した。あり方検討作業部会で継続等の意向調査や課題として『今後のRDF量』、『施設の追加投資等』、『維持管理』、『県と市町の役割分担』等が、説明・協議されて理事会に図られているので合意形成が適切に行われたと思う。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【4. 事業終了に向けた取組・対応】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	・平成30年度に創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」は、ポストRDFに向け、一定の効果があると認識しているが、RDF化施設の解体には膨大な費用を要することから、国に対して可燃ごみ処理施設解体と同様に補助対象とするか、県に国と同様の補助をして頂きたい。
	・平成30年度に創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」は、ポストRDFに向け、一定の効果があると認識しているが、RDF化施設の解体には膨大な費用を要することから、国のごみ処理施設解体と同様な支援を希望する。
	・平成30年度に創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」は、ポストRDFに向け、一定の効果があると認識しているが、RDF化施設の解体には膨大な費用を要することから、国の可燃ごみ処理施設解体と同様の支援を希望する。
	・県のRDF跡地を活用した事業については、今のところ情報はないが、地元市町と十分協議した上での取り組みが絶対条件である。 ・RDF化施設の解体等に対する県の補助金は、余りにも少なすぎる。県の誘導で建設し、県の誘導で（早期に）解体せざるを得ない施設なのだから、県は相応の負担が常識である。（これについては決着済みではあるが） ・県RDF施設の取り壊し工事については、安全管理の徹底はもとより、周辺住民に不安を与えた生活環境に影響を及ぼしたりすることのないよう、情報開示に努め慎重に進めること。
	・ポストRDFに向けた施設整備等補助金の創設には、一定の効果はあるものと認識するが、施設の解体には膨大な費用を要することから、更なる支援をお願いしたい。
伊賀市	・伊賀市では、RDF製造の終了を見据え、「伊賀市ごみ処理施設基本事項検討に関する報告書」（2013年3月）と「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する答申」（2014年3月）があり、また、中継施設を設ける地元のご理解によって、RDF事業の前倒し終了を円滑に進めることができたが、RDF製造施設が立地する地域に対して中継所化の説明を行う時間が短く、調整にあたった地元の役員さん方に大きな負担をかけることになった。 ・RDF事業の終了が取りざたされ、施設の大きな改修が出来なくなる中で、RDF製造終了の頃には機器の傷みが進んでおり、2019年8月の運転終了まで稼働できたのは3系列のうち1系列であった。RDF事業を継続するには、相当な機器更新を伴つたことから2019年度途中にRDF製造を終了できたことで、市財政負担の軽減につながった。 ・RDF事業を終了し新たな処理への転換するにあたって、1回限り1億円の県補助金が設けられ、施設の中継施設化改造を行うにあたって県からの補助があったが、ごみ処理（RDF製造）を行いながらの工事であり、また、東京オリンピックの需要による資材調達の困難もあったことから、総額は1億円としつつ、複数年の補助制度とすることで、RDF製造からの転換が少しうとりをもって実施することができたと思う。
香肌奥伊勢資源化広域連合	香肌 ・新たなごみ処理体制に向けた県の対応については、RDF処理構想を推進した当時と比較すると温度差があり、独自で新体制を開拓せざるを得ない状況でした。県の事情で事業終了をするのであれば、事業開始した際と同様に、市町が次の新体制に移行することについて、もっと強力に支援してもらいたいと要望します。
	大台町 大紀町 多気町 ・新たなごみ処理体制に向けた県の対応については、RDF処理構想を推進した当時と比較すると温度差があり、独自で新体制を開拓せざるを得ない状況でした。現在でも、新たな独自処理方法を見出すことができずに、苦肉の策として中間処理施設としての利用を余儀なくしている状況です。RDF施設を撤去もできずに、一部のピットとクレーンを活用してコンテナに焼却ゴミを積み替えています。県の事情で事業終了をするのであれば、事業開始した際と同様に、市町が次の新体制に移行することについて、もっと強力に支援してもらいたいと要望します。
紀北町	・平成31年9月をもって三重ごみ固化燃料発電所へのRDFの搬入が終了し、構成市町は新たなごみ処理体制に移行することとなり、三重県は新たな処理先の確保及び現行のRDF処理委託料を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を事業運営に要する費用として取り扱うセイフティーネットを設け、紀北町の超過分にも適用したが、令和元年度及び令和2年度のみとなっていたため、その後の超過分については、紀北町の負担となった。 ・また、新たなごみ処理施設体制への移行の必要性に応じ、三重県は「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」を創設した。 ・その補助金要領の終期が、平成38年3月31日となっているが、紀北町の新たなごみ処理施設の建設は、広域的なごみ処理施設整備を計画しており、施設運営開始までには、相当な期間を要するため、終期の改正（延長）の必要性があると考えています。
南牟婁清掃施設組合	南牟婁 ・ごみ固化燃料焼却発電事業の前倒し終了については、コスト面などの具体的な数値が出ていない段階では、あくまでも当初の事業計画通り令和2年度末までRDFを発電所に持ち込むべきであるような、強固な意見が出たこともあります。しかし、具体的な提案内容を検証した結果、事業の前倒し終了に対し構成市町の理解が得られるだけのメリットが見出されたことで、管理者及び構成市町も県の取組みに一定の理解を示しました。 「RDF焼却・発電事業の前倒し終了についての主な検討内容」 ①RDF事業を継続する団体に対する、民間処理先の確保及び処理委託料の確定。 ②RDF事業を継続する団体に対する、セーフティーネットの創設。 ③前倒し終了に対する清算金の分配。 ④ポストRDFに向けた県補助金の創設。 ①：県が新たな処理先を調査して頂いたことで、当該県外処理も検討していた中で、県内処理が出来る事や処理委託料も発電所の委託料より減額となった。 ②：令和2年度末までの期間において、民間処理業者の代替先で処理した場合に於いても、発電所の処理委託料より上回る部分は補填して頂けることとなった。 ③：輸送費に対し一定考慮され、当初より清算金が増額となった。 ④：中継施設改修工事に対し、1／3の補助金が得られることとなった。
	熊野市 御浜町 紀宝町 志摩市 ・総括資料で、推察するだけとなってしまうがRDFの製造を継続する団体には処理先の確保・現行の処理料金からの超過分の負担を行うことである程度の支援は行ったのではないか。ただし、合意形成の場において市町より新たな搬入施設までの運搬費の差額等の要望はなかったのか。また、その他の要望において県がどこまで市町の要望に応えたのによって意見内容も異なってくる。
	松阪市 ・平成27年3月31日付、香肌奥伊勢資源化広域連合（三重県RDF発電・焼却事業）から脱退したため意見無し。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【5. RDF貯蔵槽爆発事故】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> 資料によれば、平成14年12月1日に発電所が稼働した後、12月23日に発熱・発火事故、平成15年7月にも発煙・発火、8月14日には爆発事故が発生している。平成14年12月の発熱・発火事故の際に原因をしつかりと究明し対策をしていればこのような痛ましい事故は起らなかつたのではないか。 RDF焼却・発電施設での処理停止により、ごみ処理が滞り、他市の焼却施設に焼却を依頼せざるを得ず、労力を要した。 休止していた旧焼却場を再稼働させるための諸申請、整備等に同様に労力を要した。
	<ul style="list-style-type: none"> 資料によれば、平成14年12月1日に発電所が稼働した後、12月23日に発熱・発火事故、平成15年7月にも発煙・発火、8月14日にも爆発事故が発生している。平成14年12月の発熱・発火事故の際に原因をしつかりと究明し対策をしていればこのような痛ましい事故は起らなかつたのではないか。 RDF焼却・発電施設での処理停止により、ごみ処理が滞り、他市の焼却施設に焼却を依頼せざるを得ず、労力を要した。 休止していた旧焼却場を再稼働させるための諸申請、整備等に同様に労力を要した。 RDF貯蔵槽爆発事故は県の責任で起きたのに、県は充分な財政的支援と爆発事故の処理や一般廃棄物収集及び処理業務への人的支援を行っていない。 RDF貯蔵槽爆発事故に関しては、事故発生要因について訴訟の判決の中でも示されており、検証のために意見することはありませんが、消防職員2名が殉職した事実はありますので、新たな事業に取り組む際には、RDFのような未知の危険性に対する安全の確保に十分、配慮いただきたい。 不確かな県の事業のお陰で、尊い命が失ったという事実は今後も残っていくし、悲しい歴史の一つとして、県はこの事実を県民には伝えいかなければいけない。
	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年12月23日の発火事故から1年も経たずに大きな爆発事故を起こしてしまった事から、当初発生した発火事故について、徹底した調査及び対策が行われていなかつたのではないか。最初の事故について、情報収集、原因究明等対策が徹底されていれば、2回目以降のような大きな事故は起らなかつたのではないか。 この事故による全般的な処理（関係市町に対する財政支援、人的支援等）が適切だったかについても疑問が残る。 結論としては、発火事故に関する県の対応は不十分であったと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年8月14日発生の爆発事故以前に、平成14年12月に発熱・発火事故、平成15年7月に発煙・発火事故が発生したにもかかわらず、適正な検証、対応をしなかつたことが、2名の消防士を亡くす悲痛な事故につながつたことについて、県は自身の怠慢の責任の重大さを痛感すべきである。 その前に、設計段階で、貯蔵槽は小さいものが数個あったものが、できあがった貯蔵槽は大きなもの1つとなっており、火災対策装置もつけられていなかつたことの責任についても重大である。 こうしたことを踏まえての、当時の県の対応については、近隣関係市町としては到底納得のできるものではない。 さらに、この事故による影響で、関係市町のゴミ処理は滞り、その対策に忙殺された職員の疲弊は大変なものであった。
	<ul style="list-style-type: none"> RDF焼却・発電設備での処理停止により、他市の焼却施設にお願いすることになったが、町民への周知や対応、また、処理施設への搬入において多くの労務が必要となった。
	<ul style="list-style-type: none"> 爆発事故前から、運転開始時から貯蔵槽の異常発熱やタービンの損傷など、トラブルが多発していたことから、三重ごみ固形燃料発電所運転開始から早期に、発電所が長期わたって停止した際の処理先を検討・確保しておくべきであった。RDF製造機器納入メーカーですら、塩分が多いため自社の高炉への使用を嫌がる代物であり、結果論ではあるが、三重ごみ固形燃料発電所停止時のシミュレーションをしつかりとしておくべきであった。 当時のRDF製造施設職員に聞いたところ、RDFの製造を始めた時点では粉化度などRDFの品質があいまいであったことが発火を招く一因であったのではないか、鈴鹿において燃ぶついた時点で原因究明をしておれば、大きな事故は防げたのではないかとのことであった。また、発電所の不具合で停止することがなければ、RDFが溜まることがなかったとの意見・感想であった。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> RDFの知見が乏しい事故当時の対応は適切であったのか。 最初の事故での教訓をきちんとふまえれば、2度目の事故を防げたのではないか。事故を受けて、製造施設のRDF性状監視及び品質管理等に別途費用が発生した。また、その後の各種設備維持管理費用は事業終了までの負担となつた。 事故後の処理先を県外ではあったが早急に確保し、処理費用の増額分については県で負担したことは評価される。
	<ul style="list-style-type: none"> 当時臨時的な受け入れ先を、県の斡旋により県外の3つの民間企業に委託することができました。それに要する経費も県と富士電機（株）が折半することになり、ごみ処理が滞ることは避けられました。その意味で緊急対応については適切であったと言えますが、その後の委託料が連續して増加していくことにおいては、町の当初想定以上に財政を圧迫することになりました。
	<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発事故に伴い、当時の構成市町の廃棄物処理に支障をきたした。 火災・爆発事故の主な原因として貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備、RDFの性状不良と判断されたため、三重県では、そういう原因に対応した防火対策を施した新しい貯蔵施設を整備し、RDFの品質管理等に取り組んだ。
	<ul style="list-style-type: none"> 火災・爆発事故に伴い、当時の構成市町の廃棄物処理に支障をきたした。 火災・爆発事故の主な原因として貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備、RDFの性状不良と判断されたため、三重県では、そういう原因に対応した防火対策を施した新しい貯蔵施設を整備し、RDFの品質管理等に取り組んだ。

【5. R D F 貯蔵槽爆発事故】

市町等	意見
南牟婁清掃施設組合	<p>南牟婁</p> <ul style="list-style-type: none"> R D F 貯蔵槽の爆発事故発生から一週間余りで、和歌山県の民間処理業者でR D Fを処理出来るよう、県が民間処理業者と調整されたことから、構成市町のごみ処理に与え大きな影響は発生しなかったものと考えます。 事故以降、R D F の性状管理に関するガイドラインが整備され、各R D F 製造団体に於いては安全対策上の改造工事が発生したこと、R D F品質管理がより厳しくなったこと、また発電所に於いて新たなR D F 貯蔵槽の設置工事等に伴う、処理委託料の増加により施設運営費が圧迫されたことは、事業を遂行するうえで大きな支障となりました。 爆発事故に関しては、県やプラントメーカー及びR D F 製造団体共に、R D F の経験そのものが乏しかったこと等から、事業開始当初からR D Fに対する知識不足が重大事故に繋がった要因の一つであったものと考えます。
	<p>熊野市</p>
	<p>御浜町</p>
	<p>紀宝町</p>
	<p>志摩市</p> <ul style="list-style-type: none"> 爆発事故は、貯蔵施設の形態やR D F の特性に十分な注意を払っていれば防げたことを考えれば人災といえる部分もあつたのではないか。事故後の県の対応としては、富士電機に指導を行ったという内容や富士電機の言い分については、双方の言い分に食い違う点もあり企業庁も否認をしている点から市としては意見を述べることは困難である。
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> 8月19日の事故発生後、8/28事故経過説明会、9/10事故経過関連資料（県民局長）、9/16事故調査中間報告書（県環境部長）等、市町への説明については適切にされていたと思う。ただ、市民への周知はどうしても、センセーショナルな新聞報道等が先行し、市民の不安が煽られるといった構図があったと思われ、後から町議会で説明がされている。 事故の調査や今後の運営については『ごみ固化燃料発電所事故調査最終報告書』で報告や再発防止の提言をうけている。 R D F 発電による広域でのごみ処理が有効なシステムとの認識で事業に参画したが、爆発事故によってこのR D F 焼却・発電事業のイメージが大きく損なわれたと思われるし、事業構築段階から各市町で行う製造から輸送・貯蔵までのR D F の取り扱いのチェック体制が必要であったと思う。 代替措置として他の処理施設の手配により、市民の日々だされるゴミが滞るなどの影響が出なかったのは良かったと思う。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【6. 環境対策としての効果】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	・資料に記載のように、未利用エネルギーの利用、ダイオキシン類への対応などについては、一定の効果はあったと考える。しかしながら焼却・発電施設がこの場所に建設された経緯は別として、この場所でRDFが焼却され環境負荷が生じていたことは事実である。
	・資料に記載のように、未利用エネルギーの利用、ダイオキシン類への対応など、効果はあったと考える。しかしながら焼却・発電施設がこの場所に建設された経緯は別として、この場所でRDFが焼却され環境負荷が生じていることは事実である。
	・市町のごみが未利用エネルギーとして活用される事は、環境対策において非常に有益なものであった。
	・窒素酸化物や硫黄酸化物の排出抑制に効果があったことは認めるが、二重処理工程が必要になったことによる二酸化炭素などの排出増加や財政面での負担が増加した。 ・また、近隣に位置する本町としては、RDF輸送車両による環境負荷も増大した。
	・一般廃棄物を未利用エネルギーとして利用することは、環境対策においても効果が高いものであったと考える。
伊賀市	・2016年の「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」にあるように、資源化率の向上とHCl、NOx、SOxの抑制への効果があったことで、環境負荷軽減に寄与したと思われるが、RDF製造に要した灯油や電力量、運搬のための燃料(軽油)を含めた負荷は少なくなかった。市役所庁内から発生した温室効果ガスの量も突出していたこともあり、製造現場の感覚としては、数字に表れているほどの環境負荷軽減を感じない。 ・RDF製造にあたって分別を細かくすることがごみを出すにあたって分別を習慣づけ、リサイクルを促進につながった。
香肌奥伊勢資源化広域連合	香肌
	・RDF化を期に、ごみ処理の広域化が進み、分別処理の徹底がなされた。
	大台町
	大紀町
多気町	・メリットは「1. 事業構築」の項で記載したとおりです。デメリットとしては、以下のとおりです。 ①RDF処理事業終了後、伊賀市にある民間施設で焼却処理を委託することになり、伊賀市での処理場からの二酸化炭素排出量や運搬車両からの二酸化炭素排出量を増加させることになった。
紀北町	・当町は、RDF化処理方式の施設整備を実施したことにより、ごみを固形燃料として高い資源化率の廃棄物処理施策を実施することができたが、ごみの固形燃料化が目的のため、泥、塩分や不純物が混ざった災害ごみの処理が困難であり、前処理（再分別や洗浄）の作業が複雑化するといった課題も生じた。
南牟婁清掃施設組合	南牟婁
	・当時保有していた焼却施設が、老朽化やダイオキシンの恒久対策が取り上げられていた中で、RDF化処理方式を検討しました。メリットとしては、議会や住民に対しダイオキシン等の有害物質が含まれた排ガスが出ないことや、ごみを固形化し燃料として有効利用出来ることで、当時は究極のリサイクルとして注目されていたことなどから、RDF事業並びに用地を決定するにあたり優位に進められたものと考えます。また、ごみをRDFに資源化することにより、構成市町としては資源化率が上昇し、資源循環型社会の取組みに大きく貢献出来たと考えます。
	熊野市
	・デメリットとしては、RDFを製造するには大量の灯油を使用したことや、RDFの輸送が長距離であったことから、化石燃料の大量消費に関し、一定環境負荷を増大させる部分もあったのではないかと考えます。また、RDF化施設が1系列であったことから、トラブル発生時にはごみ処理が「ゼロ」になるため、ごみが停滞することや、処理に関し最後まで「ごみ」であることから、施設内の衛生面に配慮する必要がありました。
志摩市	・環境対策としては、クリーンエネルギーにもなりダイオキシン類の排出が削減されるRDF化処理方式の選択は環境面ではメリットが多いと考えられる。デメリットとしては、ごみの分別では不純物等を取り除くために分別項目が非常に多く住民にも負担を強いる点である。この点に関しては、分別を細かくすることにより資源化率も高まるというメリットの面もある。
松阪市	・RDF化処理方式を選択したメリットとしては、ダイオキシン・二酸化炭素等の発生が抑制され環境負荷の少ない処理方式であったこと。また、新しいごみ固形燃料化施設を建設するにあたって、広域化を進めてスケールメリットが得られたこと。デメリットとしてはRDFの焼却・発電施設とRDF化施設が別の場所、組織でそれぞれに加入市町の協議会で運営していたので、意思決定や伝達等に手間がかかったこと。

RDF焼却・発電事業に対する市町等の意見（令和3年7月～11月実施）

【7. その他】

市町等	意見
桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> 資料の「事業構築」の全国的な背景において、「全国の自治体でごみ発電やごみ固化施設が普及しつつあり、平成5年度末現在で、発電施設を有するごみ焼却施設は全国で122箇所稼働しており、また、8箇所のごみ固化燃料化施設が稼働していました。」との記載があるが、8箇所程度の稼働で普及しつつあったと判断できるのか。また、技術的にも本当に確立されたものであったのか疑問を感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> 資料の「事業構築」の全国的な背景において、「全国の自治体でごみ発電やごみ固化施設が普及しつつあり、平成5年度末現在で、発電施設を有するごみ焼却施設は全国で122箇所稼働しており、また、8箇所のごみ固化燃料化施設が稼働していました。」との記載があるが、8箇所程度の稼働で普及しつつあったと判断できるのか。また、技術的にも本当に確立されたものであったのか疑問を感じる。 いずれにしても、事業構築、処理委託料等全てにおいて県は丁寧な説明がなく、強引に市町に押し付けていき、梯子を外していくと考えられる。 RDF焼却・発電施設解体後の跡地活用についてごみ処理関連施設であった経緯をふまえ、現在、社会的課題として国・県、また基礎自治体でも取り組みが推進されている脱炭素関連の施策に活用することが、跡地利用として親和性が高いのではないか。例えば、県と市町で連携が可能な取り組みとして、水素等のエネルギー政策関連の企業誘致先として利用できないか。 施設にあります「誓いの碑」の撤去計画があるようでしたら、碑の移転等を含めまして、遺族側の意見を充分に反映していただき、県が永代に渡り責任感を持って管理していただきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし
	<ul style="list-style-type: none"> 県が主導したこの事業は、完全に失敗に終わったと言わざるを得ない。 しかし、爆発事故のうち、我々人類が汚し続けている地球、国土、地域社会をこのままにしてはいけないと立ち上がった市民もあり、環境活動が始まつたことも事実としてある。 私たち人類は、おごりを捨て、気候変動を含めて、我々が汚し続けているこの地球をどうしなければならないか、改めて一人ひとり、危機的状況について、そのために自身の取るべき行動について、真摯に向き合わなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> RDF製造コストを抑制するため製造に際して、熱以外の何らかの方法で、ごみの水分を減らして乾燥機に投入するなどの工夫が必要であったかと考える。 リチウムイオン電池に代表されるようにこの20年間にごみ質の変化があり、現行施設のままでRDF製造を続けるのは無理があった。また、製造施設周辺の地元との協定による操業期限もあってRDF製造の延長は困難であった。 2007年12月の県RDF協議会総務運営部会の復命に「この(RDF)事業は明らかに失敗であった」との発言が記載されており、発電所運転開始から5年めには、RDF事業が失敗であったとの発言が記録されていることからも、2019年度にRDF製造を終了したのは正しい判断であったと考える。また、「失敗知識データベース」(特定非営利活動法人失敗学会)というサイトにも掲載されており、環境対策としての一定の貢献は認めるものの、残念ながら総括としては厳しい自己評価をせざるを得ない。 2008(H20)年11月と2011(H23)年4月の総会決議に基づき、2014(H26)年1月交わした「RDF焼却・発電事業に係る確認書」について、なぜ、決議後3年～6年も経ってから確認書に押印することになったのか解せない。 RDF製造を始めた頃に事業に関わった方の話では、RDF事業は「ごみが燃料になって県が買ってくれるはずであった」、三重ごみ固化燃料発電所の爆発事故については「未だに責任がどこにあったのか済然としない」、処理委託料などは「灰の処理費から始まった負担が、処理費そのものの負担に置き換わっていった経緯が理解できない」、そもそも「三重県のRDF構想とは何だったのか」といった疑問を持ち続けているとのことであり、北川知事の「夢」は「夢」に終わったと感じているとのことであった。 事業構築の項で述べたように、一般廃棄物の処理について県が積極的に取り組んだことは大いに評価できるが、RDF事業に懲りて消極的になっているように思える。RDFに懲りることなく、広域処理についてRDF事業のように県が先頭にたっての事業推進を期待したい。
	<ul style="list-style-type: none"> 尊い人命を失う事故により、RDFごみ固化燃料の危険性のみがPRされ、負のイメージのみが増幅された。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ① 当初想定の処理施設運営経費を大きく上回る財政負担が生じた。 ② 広域連合の枠組みが出来上がったことから、その他の地域との再編が難しくなった。 ③ 処理施設がRDFを桑名市まで運搬するために、高速道路のインターチェンジ近くに建設したが、新処理体制を検討する際の条件として、処理施設の位置がインターチェンジ付近とすることの優先度が低くなつた。 ④ 可燃ごみにプラスチックや紙類のごみを含めていたが、分別するように周知することや、ごみ袋、プラスチック圧縮機械設備等の整備が必要となつた。 ⑤ RDF運搬業者への事業委託を終了することで、業者側の事業整理を求めるようになった。
	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし

【7. その他】

市町等	意見
南牟婁清掃施設組合	南牟婁 ・RDF化構想に合意した一番の判断材料は、当時100トン未満の焼却施設では国の補助対象外であったこと、またRDF事業については規模を問わず国及び県の補助対象であったことで、当組合（構成市町）としてはその他の選択肢が見つからなかった事から、国や県の政策（誘導）に従うことしか出来なかつたものと考えます。 熊野市 ・RDF化事業は、処理委託料が高騰したことや、RDF化施設が1系列であったことから、高コスト・ハイリスクの事業でありました。 御浜町 ・県が創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」ですが、交付要領では終期が令和8年3月31日となっています。しかしながら、現在もRDF事業を継続している製造団体もあり、補助事業に係る整備等の時期が現段階では明確でないと思われ、場合によっては交付要領の終期以降になることも考えられますので、交付要領の見直し等の検討が必要ではないでしょうか 紀宝町
志摩市	・現在、志摩市では既にRDF化処理方式を行っておらず、建設当時の担当者も休職中・退職となっており当時の状況の把握が困難であり、正確な意見を記述できない点があることを理解いただきたい。
松阪市	・意見なし。